

第22回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日（金） 午後4時00分から5時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 9番 高井 啓 委員
議席10番 倉田 一良 委員

8. 総会日程

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) 会長挨拶
- 4) 議事録署名委員の指名
- 5) 議事
 - 議案第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
 - 議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
 - 議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第108号 甲賀農業振興地域整備計画の変更について
 - 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
 - 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について
- 6) 報告及び協議事項
 - 会長報告事項
 - 副会長報告事項
 - 広報編集委員会報告事項
 - 事務局報告事項
- 7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
局長補佐（農地係長）	田中 克司
農政係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第22回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 それでは、開会にあたりまして北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・農業を視点とした平成のふりかえり、令和にむけて
・農作業時にかかる事故発生状況
・最近の農政の動き

事務局長 ありがとうございます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。また遅参、早退の届出もございません。よって、本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名いたします。議席順に、議席9番 高井啓委員と、議席10番 倉田一良委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第105号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第105号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。
これは耕作を目的とした農地の権利の設定・移転でございます。
今月の申請は2件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
申請地1番につきましてご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は、土山地域市民センターから北西方向約6.5キロメートルの農業振興地域内農用地であります。
申請理由について説明いたします。当該地は平成31年2月12日の第19回農業委員会総会議案第95号にて、大阪国税局の公売に参加するための農地買受適格者証明書を交付することについて審議に付した案件です。農地買受適格者証明書の交付申請は譲受人のみからあり、平成31年3月12日の開札にて落札されましたため、所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、土山町内で水稻及び茶を耕作されており、申請地では引き続き茶の耕作を行われる予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号1番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いします。

担当農委 吉田です。この案件につきましては、半年前に購入の案件を1つ持たせていただきました。この譲受人は次の代も専業でがんばるという意欲満々の人です。譲渡人は名前が出ていませんが、この方からもう7、8年前から小作されており、何ら問題ないと思いますので、よろしく審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号21番 中村推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 21番中村です。吉田農業委員さんが言われていましたとおり、譲受人につきましては以前から譲渡人の所で耕作をしておりますし、推進委員の立場で私も見に行きましたが、別に問題がないという判断でございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 申請地2番につきましてご説明申しあげます。
申請地は参考図3ページから4ページとなります。申請地は、甲賀大原地域市民センターから東方向約3.4キロメートルの農業振興地域内農用地であります。
申請理由について説明いたします。譲渡人と譲受人は兄弟であり（譲受人が兄）、譲渡人の世帯では耕作が難しいことから譲受人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、甲賀町神地先で水稻及び野菜を耕作されております。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないた

め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号2番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番 西田です。この大字神という所は大きな田んぼが1枚になっている所で、3反が1枚という田んぼです。この土地の名義が縦に長く一件一件が分かれており、手畦で田んぼを分けておられる所です。非常に耕作がしにくいということで、1枚にしてはどうかということで弟さんの土地を売買によって譲り受けて、1枚の田にして耕作していきたいということですので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第105号については、以上でございます。

議長 続きまして、議案第106号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第106号をご説明申しあげます。議案書は4ページからとなります。
これは、所有権移転または賃貸借権等の設定を伴う、農地を農地以外に転用するものでございます。
今月の申請は3件で、譲受人、譲渡人の住所・氏名・転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号1番につきましてご説明申しあげます。
申請地は参考図5ページ、6ページ、土地利用計画は7ページであります。申請地は、土山地域市民センターから東方向約5.8キロメートルの都市計画区域外にある街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内の農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要を説明いたします。譲受人は申請地に隣接する居住敷地では、駐車場を確保できないため駐車場を、敷地管理上必要な器具（草刈機等）を格納するため

倉庫が必要となり、譲渡人の農地を売買により取得されます。申請地は、居宅の隣接地であるため適地と判断されました。計画によりますと、現状地盤高のまま整地し、駐車スペースとして利用されます。また、雨水排水は、敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、隣接する農地所有者及び農業改良組合長等の地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金で賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号1番につきましては、議席14番 林委員から説明をお願いいたします。

担当農委 14番 林です。今事務局からおっしゃったとおりでございますが、ずっと永住ではなく、別荘という形で使用するということです。雑草の管理できないので、草の管理がてら駐車場にするということですので、よろしく審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号14番 村木推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いいたします。

事務局 それでは村木推進委員の意見書について朗読させていただきます。
今回、譲渡人、譲受人双方が合意により売却をされることとなりました。先ほどの説明にもありましたとおり、譲受人が居住目的のため申請を出されたところですが、転用に際しまして周辺農地に影響を及ぼす可能性もなく、また地域の農地利用最適化の推進にも支障がありませんので許可相当と思われまます。各委員の方々の審議をよろしくをお願いいたします。本来であります、出席をして説明をしなければならぬのですが、所用のため申し訳ありませんが欠席をさせていただきます。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員の代読説明がございました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしのお声をいただきましたので、整理番号1番についての採決をいたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きます。整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番につきましてご説明申し上げます。
申請地は参考図の8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページであります。申請地は、土山地域市民センターから北西方向約5.1キロメートルの非線引都市計画区域の用途区域外にある街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内の農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要を説明いたします。譲受人は居宅に駐車場がなく、駐車場として適地を探しておられたところ、譲渡人と折り合いが付き、今般、売買契約が整ったため転用申請されるものです。申請地は、居宅と隣接しているため適地と判断されました。計画によりますと、現状地盤高のまま220平方メートルに普通自動車6台、農業用車両1台の駐車場を設置されます。また、雨水排水は、敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、農事改良組合長等の地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金で賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号2番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 7番の吉田です。この件は4月3日に譲受人から話を聞き、屋敷周りの事なのですぐに見に行きました。図面のおり前側が譲受人、右隣が他人さん、また周りも家があるとなっています。この案件は譲受人が自分たちの駐車場がないので、これからずっと管理しながら使用するということですので、何ら問題ないと思います。よろしく審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号21番 中村推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 21番 中村でございます。今、事務局から説明もありましたし、農業委員さんから説明もありまして、家の表側の方の茶畑でした。私も茶畑している時に使わせていただいております。譲渡人が私の親戚です。横の方は子どもが家を建てておりますが、排水等には問題ないということです。また近隣にも了解も得ておられますし、問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 　ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
異議がないということで、整理番号2番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号3番につきましてご説明申しあげます。
申請地は参考図の11ページ、12ページ、土地利用計画は13ページであります。
申請地は、甲賀大原地域市民センターから北東方向約2.5キロメートルの市街化調整区域にある街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内の農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要を説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、今般、譲渡人と賃貸借で合意されたものです。申請地は、日当たりが良く適地と判断されました。計画によりますと、現状地盤高のまま、敷地面積459平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル120枚、パワーコンディショナー6台を設置し、37.2キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は、敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、隣接する農地所有者及び農事改良組合長等の地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金で賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 　ありがとうございました。
整理番号2番につきましては、議席4番　西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 　4番　西田です。今、事務局から説明していただいたとおりです。この譲渡人の方はなかなか作業ができないということで、この畑をなんとかしたいと考えておられて、今この申請地の少し西、左側の方なのですが、そこを既に太陽光にされている方で、今般またもう一度太陽光ということですので、ご自宅の前ですので何ら周辺に対する被害もないということで許可相当かと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 　ありがとうございました。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号3番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第106号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第107号をご説明申し上げます。
議案書は、6ページからとなります。
農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により作成し、これを公告することにより使用収益権としての利用権設定等の効果を発生させるものでございます。
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は4件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。7ページから8ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。この集積書は利用権設定の明細を集計したものです。設定する利用権の種類については、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数3名、借り手は実人数2名、面積は12,555平方メートル、1.2ヘクタールとなります。次に、所有権移転の合計の売り手および買い手の人数は1名で、面積は1,435平方メートルとなります。また、借り手・買い手の経営状況につきましては、10ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 3番の川村です。聞きたいことだけですけれども、ここに書いてあるとおりで問題ないと思うのですが、3番の方の10アールあたりの金額と、4番のところの10アールあたりの一反あたりの賃貸料がこんなに違うものなのかと思ひまして、教えていただきたいだけなのです。

事務局 まず、3番の利用権ですけれども、これは所有権移転ということで10アールあたり10万円となっております。続きまして4番ですけれども、一旦3番で所有権移転を受けた受け手が、次に自分の属している法人への賃貸借権による貸付となりますので、

こちらは10アールあたり5千円ということになっております。所有権移転ということで売買の金額、賃貸借権の金額ということで、その金額が挙がるということです。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
議案第107号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第107号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議 長 続きまして、**議案第108号「甲賀市農業振興地域整備計画の変更について」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第108号をご説明申しあげます。
議案書は、11ページからとなります対象地は参考図の14ページから19ページとなります。あまり総会で審議されない案件ですので、当議案の概要について説明させていただきます。
土地の転用を目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき変更案の確定前に農業委員会の意見を聴くこととされています。
案件は3件あり、土地の所在・面積・変更理由等につきましては、議案書のとおりでございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
議案第108号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第108号につきましては、原案のとおり可決し、市へやむを得ない旨の通知をします。
議案第108号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
最初に、「報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告をいたします。
お手元の調書は、13ページからとなります。届出地は参考図の20ページから23ページとなります。農地法第4条の届出は、市街化区域内において、権利の設定、移動のない農地転用の届出でございます。届出地は参考図の20ページとなります。
今月の届出は1件で、届出者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、13ページの調書のとおりでございます。内容は、倉庫が1件であります。
続きまして、農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。届出地は参考図の21ページとなります。
今月の届出は6件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、14ページから15ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が1件、法面緑地が3件、駐車場が1件、排水路が1件ありますが、法面緑地、駐車場、排水路は分譲宅地の開発に関連する案件であり、転用地も分譲宅地に隣接しております。
続きまして、農地法施行規則第29条第1号・200平方メートル未満の農業用施設につきまして、報告をいたします。届出地は参考図の22ページとなります。これは、農地法第4条第1項第8号の規定により、所有農地を200平方メートル未満で自己の農業用施設へ転用する届出でございます。
今月の届出は1件で、届出人の住所・氏名、土地の所在等につきましては、16ページの調書のとおりです。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、「報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告をいたします。
届出地は参考図の23ページとなります。
今月の届出は1件で、事業主の住所・氏名・形状変更を行う土地の所在・面積と形状変更の形態等につきましては、17ページの調書のとおりでございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
報告案件につきましては、以上であります。特にご質問等がございましたらお伺い

いたします。

- 議長 特にご質問もないようでございますので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
- なお、大変お忙しい中ご出席いただきました推進委員におかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、こうしたせっかくの機会ですので、何かご意見あるいはご質問等、伺いがありましたらお伺いいたします。よろしいですか。
- それでは、ここで一旦休憩を取りたいと思います。16時50分で再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

【休憩】

- 議長 それでは、会議を再開いたします。
これより報告事項に入ります。
最初に**報告事項1の「会長報告事項」**について、私より報告いたします。
- 会長 ・甲賀市農業再生協議会総会の結果について
- 議長 続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 ・委員農地パトロールについて
- 議長 続きまして、**報告事項3の「広報編集委員会報告事項」**について、お願いいたします。
- 山下委員 ・第1回広報編集委員会の開催について
- 議長 続きまして、**報告事項4「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 ・前回総会から次回総会までの経過と予定について
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・第23回総会について
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで総会全体を通して皆様方より、何かご意見・ご質問がございましたらお伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会議事はすべて終了いたしました。
ご審議いただき誠にありがとうございました。
- 事務局長 それでは、閉会にあたりまして、田畑副会長、ご挨拶をお願いします。
- 副会長 【閉会あいさつ】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
